

歌志内市議会会議録

第3日目（平成27年12月18日）

---

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に4番下山則義さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告2件、湯浅議員外からの意見書案3件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日、欠席されますのは、田村議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第17号議案第48号歌志内市個人番号の利用に関する条例の制定について、（平成27年12月15日行政常任委員会付託）を議題といたしま

す。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長女鹿聡さん。

○行政常任委員会委員長（女鹿聡君）　－登壇－

報告第17号議案第48号歌志内市個人番号の利用に関する条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第48号歌志内市個人番号の利用に関する条例の制定について（平成27年12月15日付託）

2、審査の経過。

12月16日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上であります。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第17号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君）　起立多数であります。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

## 報 告 第 1 8 号

○議長（川野敏夫君）　日程第4　報告第18号議案第49号歌志内市建築物の適正管理に関する条例の制定について、（平成27年12月15日行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長女鹿聡さん。

○行政常任委員会委員長（女鹿聡君）　－登壇－

報告第18号議案第49号歌志内市建築物の適正管理に関する条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第49号歌志内市建築物の適正管理に関する条例の制定について（平成27年12月15日付託）。

2、審査の経過。

12月16日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、報告第18号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

### 意見書案第17号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第17号ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） —登壇—

意見書案第17号ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書  
（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発生する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ療法の有効率は82%（527件中432例が有効）と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

#### 記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月18日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第18号から意見書案第19号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第18号から日程第7 意見書案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第18号安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書

(案)、意見書案第19号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書(案)、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書(案)につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

安保関連法(戦争法)の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書(案)

安倍政権は9月19日、国民多数の反対を無視して安保関連法(戦争法)の採決を参議院本会議で強行しました。

4カ月近い国会審議を通じて明らかになったのは、安保関連法が立憲主義を否定する憲法違反の法案であるということです。法案に対しては、圧倒的多数の憲法学者や弁護士、歴代の内閣法制局長官ら、法律の専門家が憲法違反だと断じています。「憲法の番人」といわれている最高裁判所の元長官も、「違憲」と指摘しています。国民の安保関連法案反対の世論と運動は、かつて体験したことがないほど大きく広がりました。

歌志内市議会でも2014年の第2回定例会で「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書」と、今年の第2回定例会で「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」を可決し送付しました。

安保関連法成立後の世論調査でも「反対」が「賛成」を上回り、「説明不足」は約8割に及んでいます。

よって、憲法違反の安保関連法(戦争法)の強行採決に講義するとともに、廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、総務大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書(案)

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本道の2025年推計必要病床数は約73,000床であり、既存病床数と比べると約1万床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念される場所です。

政府は「許可病床数に対して稼働病床が少ない」ことを理由に病床削減を進めようとしているが、本道においては入院需要があるにもかかわらず医師・看護師不足のため病棟を閉鎖している施設が少なくない。また、病床の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住みつけることがますます困難になることが予想される。広大で冬期間の積雪・寒冷といった本道ならではの諸条件を無視して全国一律の算定式を用いることなく、地域の実情を十分踏まえて今後

の医療提供体制を議論していくことが肝要です。

国が一方的かつ機械的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなる恐れがあるばかりでなく、既に病床削減が進んでいる本道において、さらに医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者をめざす若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療体制を崩壊されることになりかねません。

よって、国においては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の医療需要を満たすものとするよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月18日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第18号安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書（案）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第18号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第19号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前10時19分 閉会）

## 市 長 挨 拶

○議長（川野敏夫君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、村上市長より御挨拶を受けたいと思います。

村上市長、お願いします。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

本年最後の定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、各提出議案について御審議をいただきましたこと、また、平成26年度各会計決算について御認定賜りましたことにつきまして、深く感謝を申し上げます。

さて、日本の景気は、雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、円安や各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いていると報道されておりますが、近隣諸国の経済状況や原油価格の影響に左右される不安定な一面も持ち合わせております。

当市におきましては、多くの皆様に御協力をいただきながら施策の選択と集中を行い事業を実施したことにより、安定した財政運営が図られております。しかし、深刻な人口減少は続いており、人口減少はあらゆる場面で悪影響をもたらします。地方交付税は、国勢調査の結果により測定単位の見直しが行われるため、交付税に大きく依存している当市の財政に、来年度以降は大きな影響が出てくるものと思慮しております。

このため、今年度中に10年先のまちの姿を見越した新しい歌志内市総合計画を策定し、歌志内ならではの地域資源、地域特性を活用しながら中長期的なまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御指導、御助力をお願い申し上げます。

皆様の本年1年の御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、新年を御健勝にて過ごされ、ゆっくりと英気を養っていただきますよう、また、皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げます、お礼の御挨拶といたします。

本年、どうもありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） それでは、これで終わります。

一年間、大変お疲れさまでした。





上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      下    山    則    義

署名議員      女    鹿            聡